

第六十一号議案

右の議案を提出する。

平成二十七年十一月二十六日

提出者

江戸川区長

多

田

正

見

江戸川区総合区民ホールの指定管理者の指定について

江戸川区総合区民ホールの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区総合区民ホールの指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
江戸川区総合区民ホール 中央区明石町二番一号	株式会社アターブル松屋 代表取締役 本間 英司	平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十日まで

(説明)

平成二十八年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日から江戸川区総合区民ホールの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。